



## ◆◆ 特定外来生物への取り組み ◆◆

厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画では、野生生物の状況の把握を関連施策と位置づけています。

その中でも、平成19年度より計画に沿って取り組んでいる特定外来生物について、お知らせします。

### 特定外来生物とは

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成19年2月2日制定）によって定められた『もともと日本になかった外来生物』のうち『生態系、人の生命・身体および農林水産業へ影響がある』と考えられる動植物のことです。

日本では現在113種類が指定されており、飼育・栽培などが原則として禁止されています。

道内では現在20種類の特定外来生物が確認されています。厚岸町では、『アメリカミンク』『ウチダザリガニ』『セイヨウオオマルハナバチ』『オオ

ハンゴンソウ』の4種類が確認されています。

現在、町内でのアメリカミンクによる農業などへの被害は確認されていません。

ウチダザリガニは、尾幌川など町内の一部の河川で生息が確認されています。

セイヨウオオマルハナバチは、繁殖すると餌や巣の競合により、在来種を駆逐したり、受粉に依存する植物を減少させる心配がありますが、町内の生物生態系へ与える影響については現時点では不明です。

オオハンゴンソウは種子と地下茎により盛んに繁殖し、在来植物の生育域を狭めるなどの影響があります。

オオハンゴンソウについて、町内の生息調査を過去8年間実施した結果、243カ所の生息を確認し、報告書として取りまとめました。今年度も8月下旬から9月下旬にかけて



生息調査を実施します。

町は、国が定める防除の目標に沿って、保全すべき『要注意エリア』を定めています。そのエリア内である、子野日公園および太田屯田の赤松生育地周辺では既にオオハンゴンソウの生息が確認されています。

### オオハンゴンソウ防除の取り組みについて

子野日公園では、公園内での防除作業を平成19年度からボランティアを募って試験的に行っています。防除した箇所をテープで囲い、1カ月ごとにオオハンゴンソウの植生状況の調査を行ってきたところ、今年6月中旬よりオオハンゴンソウの生育が目立つようになりました。防除作業の軽減と種子による拡散を防ぐために、花が咲く前の7月25日に防除作業を行い、乾燥させてからごみ処理場で焼却処分しました。

防除作業は、取り残しの根茎や埋蔵種子の発芽などにより、根絶にはかなりの年数がかかると考えられるので、来年度以降も継続的に防除作業を行う予定です。

太田屯田の赤松生育地周辺については、今後も監視を続けます。

なお、要注意エリア以外の町が管轄する場所については、通常の雑草駆除の一環として対応しています。

### 特定外来生物の取り扱いについて

オオハンゴンソウは、個人の所有地などで生育していることもありま

す。所有地内の防除作業については、他の場所に植え替えを行う、種子を拡散させないように管理するなど、在来の植物に影響が出ないように工夫しましょう。種子による繁殖を防ぐためにも、なるべく花が咲く前に刈り取りをしてください。

花が咲いてしまった場合は花弁部（種子部）を摘み取り、ごみ袋に入れて燃やせるごみとして、定められたごみの日に出してください。

ウチダザリガニを見つけた場合は、持ち帰ったり他の場所に放したりしないようにしましょう。

また、セイヨウオオマルハナバチは、腹部の末端の毛の色が白という他の在来のマルハナバチにはない特徴があります。見つけた場合には、ご連絡ください。

●環境基本計画、特定外来生物に関する問い合わせ／環境衛生係 内線 252 524